



第4章 施策の推進

第1節 高齢者が生きがいをもち、地域の担い手となるための健康・生きがいづくりの推進

【成果指標と目標値】

成果指標	現状値	目標値		
	令和元年度 (2019年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
健康状態が良い高齢者の割合※	79.0%	80.0%	81.0%	令和7年度より増加
介護予防のための通いの場への参加割合※	9.4%	11.0%	12.5%	令和7年度より増加
幸福感のある高齢者の割合※	81.6%	83.0%	85.0%	令和7年度より増加
軽度者へのリハビリテーション (利用率)	支援1：0.54% 支援2：1.63% 介護1：2.88%	支援1：0.60% 支援2：1.70% 介護1：2.90%	支援1：0.62% 支援2：1.72% 介護1：2.92%	令和7年度より増加

※介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の評価項目

1 健康づくりの推進

◀ 現状 ▶

○ 平均寿命及び健康寿命

当市の平均寿命は、平成27年市区町村別生命表によると、男性は78.9年、女性は85.9年となっており、いずれも全国平均の男性80.77年、女性87.01年より低くなっています。

一方、青森県の健康寿命（日常生活に制限のない期間の平均）は、平成28年で男性は71.64年、女性75.14年となっており、男性では全国平均の72.14年より低くなっていますが、女性は74.79年より高くなっています。

当市の健康寿命を青森県の健康寿命と同程度ととらえると、平均寿命から健康寿命を差し引いた期間（介護等が必要となる期間）は、男性で7.26年、女性では10.76年に及びます。

平均寿命及び健康寿命の延伸を図るためには、市民一人ひとりが主体的に健康情報や医療情報を得て、自ら健康管理に活用するための力（ヘルスリテラシー）の向上が必要です。

○ 主体的な介護予防

高齢者が住み慣れた地域で元気に生き生きと生活を送るためには、自らの健康状態を日頃から意識し、主体的に介護予防に取り組むことが求められます。

◀ 具体的な事務事業と目指す成果 ▶

◇ 健康づくりの推進

高齢者及び心身障がい者の心身の機能促進と健康増進のため、はり・きゅう・あんまマッサージ施術費の助成券を交付します。

また、高齢者の生きがいつくりと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちな1人暮らし高齢者等が、ふれあいや仲間づくりを通じて孤独感を解消し、介護予防や心身機能の向上維持を図るため、各地区社会福祉協議会でほっとサロンを実施するほか、住民主体の通いの場の拡充を図ります。

さらに、高齢者の健康づくり、仲間づくり、教養向上及びレクリエーションの場として、老人いこいの家（5施設）及び老人福祉センター（2施設）を設置、運営します。

◇ 介護予防に関する普及啓発の推進

介護が必要な状態にならず、住み慣れた地域で自立した生活をできるだけ長く続けられるよう、高齢者支援センター（委託型地域包括支援センター）が公民館や生活館において、運動機能向上や認知症予防を中心とした介護予防教室を開催します。

また、介護予防及び認知症予防を総合的に推進していく拠点として、令和2年度に設置した介護予防センターへ専門職を配置し、高齢者自らが、健康状態を日頃から意識し、主体的に介護予防に取り組むことができるよう、体力測定や朝イチ体操会、介護予防相談等を行い、介護予防の普及啓発を図ります。

◇ 各種健康診査及び検診の実施

特定健康診査、後期高齢者健康診査、国保人間ドック、後期高齢者人間ドック、各種がん検診（胃がん、肺がん、大腸がん等）、歯周病検診、後期高齢者歯科口腔健康診査等の費用を助成します。

◀ 主な事務事業 ▶

事業名	概要	担当課
はり・きゅう・あんまマッサージ施術費助成事業	○はり・きゅう・あんまマッサージ施術費の一部を助成する。	高齢福祉課
ほっとサロン、三世代交流事業	○高齢者の閉じこもりや孤独感の解消と、介護予防のためのほっとサロンを開催する。 ○三世代交流運動会、昔っ子遊び、三世代交流もちつき会、しめ飾り作りなどを開催する。	高齢福祉課

事業名	概要	担当課
老人いきいの家等運営事業	○高齢者の健康づくりや仲間づくりのための集会施設を設置・運営する。	高齢福祉課
介護予防普及啓発事業	○パンフレット等の作成・配布、有識者等による講演会や相談会、運動・栄養・口腔等に係る介護予防教室等を開催する。	高齢福祉課
健康意識啓発事業	○わが家の健康カレンダーを作成し、配布する。 ○広報はちのへにより、毎月の健康教室・健康相談を周知する。 ○ホームページを利用して情報を発信する。	健康づくり推進課
健康づくり団体等活動支援事業	○食生活改善推進員養成研修会を開催する。 ○食生活改善推進員協議会と連携して、健康づくりを行う。 ○地域の健康づくりのリーダーである保健推進員を育成する。 ○保健推進員と連携した健康づくりを行う。 ○健康づくり推進協議会などの地域団体と連携して事業を行う。	健康づくり推進課
健康まつり開催事業	○健康に関する講演会、健康展、健康相談等を行う。	国保年金課
がん検診事業	○胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がんのがん検診を行う。	健康づくり推進課
がん検診推進補助事業	○がん検診の受診率向上のため、検診無料クーポン券・検診手帳を配付するとともに、未受診者に対して受診を勧奨する。	健康づくり推進課
後期高齢者健診事業	○健康診査を行う。 ○「広報はちのへ」や「わが家の健康カレンダー」へ健診内容を掲載する。 ○受診率向上のため、未受診者への受診勧奨を行う。	国保年金課
歯周病検診事業	○40・50・60・70歳の節目に、歯周病検診を行う。	健康づくり推進課
後期高齢者歯科口腔健康診査事業	○八戸市に住所を有する青森県後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、歯科口腔健康診査を行う。	国保年金課
後期高齢者人間ドック事業	○八戸市に住所を有する青森県後期高齢者医療制度の被保険者に対し、人間ドックの受診費用の一部を助成する。	国保年金課

2 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

◀ 現状 ▶

○ 地域共生社会の実現を目指す背景

平成29年に、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の改正と合わせて、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備を行うための社会福祉法の改正が行われました。また、令和2年には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、令和3年4月に施行されます。

人口減少・少子高齢化が進展する中、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まっていることから、暮らしにおける人と人のつながりを再構築し、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

また、高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援など、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、様々な分野の課題が絡み合って複雑化する状況や、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。

◀ 具体的な事務事業と目指す成果 ▶

◇ 地域共生社会の実現に向けた連携

地域共生社会を目指し、市関係課が連携する体制を整備するとともに、計画の立案及び推進に当たっては相互に連絡を取り問題意識を共有し、協力して必要な施策に取り組みます。

◇ 共生型サービス事業所の整備

同一の事業所で一体的に介護保険と障害福祉のサービスを提供することができる「共生型サービス」の整備を希望する事業所に対して支援を行います。

また、共生型サービス事業所の指定申請に際して必要な書類の簡素化を図ります。

◀ 主な事務事業 ▶

事業名	概要	担当課
重層的支援体制整備事業	○対象者の属性を問わない包括的な相談支援、多様な社会参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制の整備を図る。	関係各課
障がい者相談支援事業	○専門の相談員による情報提供や助言、福祉サービスの利用支援、権利擁護のための必要な援助を行う。	障がい福祉課

3 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

◀ 現状 ▶

○ 要介護（要支援）認定者の状況

令和元年度在宅介護実態調査によると、要介護（要支援）認定を受けている人が抱えている疾病のうち、脳血管疾患の割合は、人口 10 万人以上 30 万人未満の都市の全国平均が 17.1%に対し、当市は 29.5%となっています。また、認知症の割合は、人口 10 万人以上 30 万人未満の都市の全国平均が 25.1%に対し、当市は 36.6%となっており、いずれの数値も当市が大幅に上回っています。

また、リハビリテーションの提供体制（事業所数・専門職数）は構築されていますが、重度化してからリハビリテーションを導入する傾向にあり、提供開始時期が全国平均や類似都市（東北地方の中核市）より遅い状況となっており、自立支援、リハビリテーションの提供のほか重度化防止対策が必要となっています。

○ 多様なサービスの構築

従来の介護保険サービスによらない多様なサービスの構築は、利用者にとって選択肢が増えるというメリットがある一方で、サービスの質の低下を招く恐れもあることから、地域の実情に合わせた体制を整えた上で進めていく必要があります。

◀ 具体的な事務事業と目指す成果 ▶

◇ 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

運動や栄養、口腔、社会参加等の観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加できるよう、住民主体の通いの場の拡充を図るほか、高齢者のフレイル状態を把握し、適切な医療サービス等につなげることで、介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防の推進を図ります。

また、介護が必要な状態にならず、住み慣れた地域で自立した生活をできるだけ長く続けられるよう、高齢者支援センター（委託型地域包括支援センター）が公民館や生活館において運動機能向上や認知症予防を中心とした介護予防教室を開催します。

さらに、介護予防及び認知症予防を総合的に推進していく拠点として、令和2年度に設置した介護予防センターへ専門職を配置し、高齢者自らが、健康状態を日頃から意識し、主体的に介護予防に取り組むことができるよう、体力測定や朝イチ体操会、介護予防相談等を行い、介護予防の普及啓発を図ります。

加えて、介護予防センターには、地域回想法事業や認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業の拠点機能を備え、介護予防事業に参加した住民が、自主的に地域で活動できるよう支援を行い、高齢者同士が支え合う地域づくりを目指します。

◇ 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス内容

要介護認定審査で要支援1又は要支援2と判定された人のほか、25項目からなる基本チェックリストで一定の要件に該当した人を対象に、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護相当サービス（ホームヘルプサービス及びデイサービス）のほか、従来相当の基準を緩和したサービス（サービスA）や、専門職によって3か月から6か月の短期間に集中的に支援を行うサービス（サービスC）といった介護予防・生活支援サービスを提供します。

また、将来的には、利用者や事業者へのニーズ調査のほか、地域ケア会議や生活支援体制整備事業において出された意見を踏まえ、従来相当の基準を緩和した通所型サービス（サービスA）や、ボランティアや地域住民主体のサービス（サービスB）等、必要とされるサービスを創設します。

【介護予防・生活支援サービスの種類】

区分		実施方法
訪問	従来の介護予防訪問介護相当サービス	指定事業者による実施
	訪問型日常生活支援事業（訪問型サービスA）	業務委託
	低栄養改善事業（訪問型サービスC）	市の直接実施
通所	従来の介護予防通所介護相当サービス	指定事業者による実施
	運動機能向上事業（通所型サービスC）	業務委託
	口腔機能向上事業（通所型サービスC）	業務委託
	認知症予防事業（通所型サービスC）	業務委託
介護予防ケアマネジメント		市の直接実施又は業務委託

※各介護予防・生活支援サービスの内容については、「第5章 第2節 3. 介護予防・生活支援サービス事業の見込み」を参照。

◇ リハビリテーションの推進

・地域リハビリテーション活動支援

理学療法士や作業療法士等のリハビリテーション専門職が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、高齢者支援センターと連携しながら、通所系サービス、訪問系サービス、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援します。

・軽度者へのリハビリテーション

要支援者や要介護1程度の軽度者に対するリハビリテーションを推進するため、集団指導等を通じて介護支援専門員への周知を図るほか、医療・介護連携会議等を通じて医療機関への理解を深めていきます。

《 主な事務事業 》

事業名	概要	担当課
ほっとサロン、三世代交流事業【再掲】	○高齢者の閉じこもりや孤独感の解消と、介護予防のためのほっとサロンを開催する。 ○三世代交流運動会、昔っ子遊び、三世代交流もちつき会、しめ飾り作りなどを開催する。	高齢福祉課
介護予防普及啓発事業【再掲】	○パンフレット等の作成・配布、有識者等による講演会や相談会、運動・栄養・口腔等に係る介護予防教室等を開催する。	高齢福祉課
介護予防・日常生活支援総合事業	○地域の高齢者を対象に、状態や必要性に合わせた様々なサービスを提供する。 ○地域の実情を踏まえ、要支援者等の多様なニーズに対応した介護予防サービスを提供する。	高齢福祉課
介護予防ケアマネジメント事業	○高齢者のうち要介護状態となるおそれの高い人に対し、心身の状況把握や要因分析などを行い、予防のための計画を作成する。	高齢福祉課
地域回想法事業	○懐かしい写真や生活用具などを用いて、自分自身が体験したことを語り合ったり、過去のことを思い巡らせたりすることで、認知機能低下を予防する回想法を地域で実施する。 ○地域回想法スクールの修了者が、地域において主体的に介護予防活動を実践できるよう支援する。	高齢福祉課
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	○認知症サポーター等で構成する支援チーム「チームオレンジ」を整備し、認知症の人やその家族のニーズに合わせた支援を実施する。	高齢福祉課
地域リハビリテーション活動支援事業	○リハビリテーション専門職が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言すること等により、介護予防の取組を総合的に支援する。	高齢福祉課
リハビリテーションサービスの推進	○集団指導等を通じて、介護支援専門員へリハビリテーション(特に軽度者)を推進するよう周知する。	介護保険課

4 生きがいづくりの推進・社会参加の促進

◀ 現状 ▶

○ 老人クラブを取り巻く状況

地域のつながりの希薄化や価値観の多様化、集会場所や運営を担う人材の不足等を背景として、老人クラブの新規設立や新規加入が減少し、それに伴い団体数及び会員数も減少傾向にあるため、ニーズに即した活動の多様化が期待されています。

○ 生きがいと社会参加

1人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、高齢者が他の世代とともに社会の重要な一員として生きがいを持って生活するためには、高齢者が生きがいを持って生活を送ることができる環境づくりや、ボランティア活動等を通じた社会参加を促進する必要があります。

○ 外出の手段及び状況

高齢者が当事者となる交通事故が増加する中、運転免許証を自主返納する高齢者が増加傾向にあり、青森県内の65歳以上の運転免許自主返納件数（警察庁「運転免許統計」）は、平成30年には2,760件でしたが、令和元年には3,929件と、42.4%の増加となっています。

また、令和元年度八戸市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、外出機会が週1回又は外出機会がない高齢者は全体の13.7%であり、加齢によりその割合が高まる傾向にあります。

◀ 具体的な事務事業と目指す成果 ▶

◇ 社会参加の促進

高齢者が地域社会の中で孤立することなく、生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、引き続き老人クラブ活動を側面から支援し、クラブ活動の活性化を図ります。

また、高齢者の介護予防及び社会貢献のため、シニアはつらつポイント事業として、介護保険施設でのボランティア活動に応じて、商品券への交換や社会福祉法人等への寄付が可能なポイントを付与します。

さらに、高齢者の学習活動の推進及び生きがいづくりのため、2年制（一般教養科目及び専門科目）の鷗盟大学を運営します。

◇ 外出機会の創出

高齢者の外出を促進するため、70歳以上の高齢者に対し、市営バス及び南部バスの市内路線に1年間乗車できる特別乗車証を交付し、運行していない地域については、路線接続までの十和田観光電鉄バス回数券を交付します。

《 主な事務事業 》

事業名	概要	担当課
老人クラブ活動支援事業	○市内約 150 クラブに対して活動を支援するため、運営費の一部を補助する。	高齢福祉課
シニアはつらつポイント事業	○高齢者が介護施設などで行ったボランティア活動に対して、はちのへ共通商品券との交換や福祉団体への寄付ができるポイントを付与する。	高齢福祉課
ボランティアセンター運営事業（民間）	○ボランティア活動に関する相談、情報提供を行うとともに、講座等を開催する。 ○ボランティア関係団体等との連絡調整を行う。	福祉政策課
鷗盟大学運営事業	○満 60 歳以上の市民が入学できる 2 年制の大学を運営し、一般教養科目のほか、「生活福祉科」「園芸科」それぞれの課程に沿った専門科目を学習する機会を提供する。	高齢福祉課
高齢者バス特別乗車証交付事業	○70 歳以上の高齢者を対象に、1 年間利用可能なバス特別乗車証を交付する。	高齢福祉課

第2節 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくための 地域包括ケアシステムの構築・深化

【成果指標と目標値】

成果指標	現状値	目標値		
	令和元年度 (2019年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
地域包括支援センターの認知度※	27.6%	33.4%	35.0%	令和7年度より増加
市地域包括支援センター及び高齢者支援センターの総合相談件数	9,984件	10,000件	10,500件	令和7年度より増加
認知症サポーター養成講座の受講者数(延べ人数)	19,882人	25,800人	29,000人	令和7年度より増加

※介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の評価項目

1 地域包括支援センターの体制強化

◀ 現状 ▶

○ 地域包括支援センターの設置状況

平成18年度に、高齢福祉課内に市直営の地域包括支援センター（以下「市地域包括支援センター」という。）を設置し、市内12の日常生活圏域にある在宅介護支援センターに相談業務等を委託しました。

また、人員体制を強化するため、平成27年度からは市地域包括支援センターに加え、9圏域に地域包括支援センターサブセンターを設置し、3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職）を1～3名配置。残り3圏域については、引き続き在宅介護支援センターに相談業務等を委託しました。

平成30年度からは、更なる機能強化を図るため、市地域包括支援センターのほか、12圏域に委託により高齢者支援センターを設置し、高齢者人口に応じて専門職を2～5名配置。より地域に密着した活動や高齢者を支援するネットワークの構築促進、地域における高齢者の自立した生活のためのサービスの向上を図っています。

なお、市地域包括支援センターは、基幹型地域包括支援センターとして高齢者支援センターを統括し、指導・助言等の後方支援を行っています。

○ 地域包括支援センターを取り巻く状況

高齢者人口の増加や社会情勢の変化に伴い、高齢者虐待等の対応が困難なケースが増加しており、介護に取り組む家族に対する相談・支援体制の充実が求められています。

また、慢性疾患を有する要介護高齢者や認知症高齢者の増加等が見込まれ、医療と介護の連携や認知症への対応がさらに重要となってきます。

◀ 具体的な事務事業と目指す成果 ▶

◇ 機能強化

平成 30 年度から、市地域包括支援センターに加え、更なる人員体制の強化及び地域に密着したきめ細かな支援を行うため、12 圏域すべてに高齢者支援センターを設置しています。令和 4 年度には、高齢者支援センター運営法人の公募を行い、引き続き 12 圏域に委託により高齢者支援センターを設置します。

また、法に基づいて地域包括支援センターの事業評価を行うことで業務の実施状況を把握し、必要に応じて事業の質の向上のための改善を行い、継続的に機能強化を図ります。

◇ 役割分担・連携

市地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの推進に向けて、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進」、「地域ケア会議の推進」を重点的に実施します。

また、高齢者支援センターの後方支援や、市地域包括支援センターと高齢者支援センターの職員による情報共有及び介護サービス等に関する意見交換を行うための会議を開催するほか、職員の資質向上を図るための研修会を開催します。

◀ 主な事務事業 ▶

事業名	概要	担当課
地域包括支援センター運営事業	○市内 12 圏域に委託型地域包括支援センターを設置して、包括的支援及び介護予防支援を行う。 ○市は基幹型センターとして、委託型センターを統括し、指導・助言等の後方支援を行う。	高齢福祉課
八戸市地域包括支援センター運営協議会の開催	○地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を図るため、八戸市地域包括支援センター運営協議会を開催する。	高齢福祉課
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	○高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るよう、地域における連携・協働の体制づくりを行うとともに、個々の介護支援専門員を支援する。 ○地域包括支援センター職員や、介護支援専門員の資質向上を図ることを目的とした研修会を開催する。	高齢福祉課
高齢者福祉合同研修事業	○介護・福祉サービス事業に携わる関係者、介護・福祉に関心のある住民や高齢者福祉に携わる行政職員等を対象とした研修会を開催する。	高齢福祉課

2 在宅医療・介護連携の推進

◀ 現状 ▶

○ 在宅医療・介護の需要

令和元年度八戸市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、病気などで最期を迎える場所について、「わからない」が最も多く 34.8%、次いで「病院（ホスピス・緩和ケア病棟を含む）」が 30.6%、「自宅」が 25.1%、「施設等」が 4.5%となっており、4人に1人が自宅を希望しています。

今後、高齢化の進展に伴い、医療と介護のニーズを併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者が増加するなど、医療と介護の連携の必要性は一層高まると予想されます。

○ 在宅医療・介護連携推進事業の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、一体的に提供される体制を構築することが必要となることから、全国の市区町村で地域の実情に応じて、具体的な8つの事業項目を実施することとされています。

当市では、①地域の医療・介護の資源の把握、②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、③切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進、④医療・介護関係者の情報共有の支援、⑤在宅医療・介護関係者に関する相談支援、⑥医療・介護関係者の研修、⑦地域住民への普及啓発、⑧在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携、8つの事業項目すべてを実施しています。

◀ 具体的な事務事業と目指す成果 ▶

◇ 地域の医療・介護資源の把握（はちのへ圏域医療・介護連携マップ）

医療と介護の施設情報をリスト化・マップ化したものを、ホームページ上に掲載し、医療・介護関係者や地域住民へ情報を提供します。

具体的には、はちのへ圏域医療・介護連携マップ (<https://8zai-iryō.jp>) として、病院・診療所、歯科医院、薬局、訪問看護、居宅介護支援事業所、介護保険サービス事業所のほか、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の情報を掲載します。

なお、掲載情報は、毎年更新します。

◇ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討（多職種連携意見交換会の開催）

医療と介護の専門職による連携に関する課題の抽出と対応策の検討を目的した会議を年2回程度開催します。

なお、課題を抽出するため、介護支援専門員や高齢者支援センターの職員にアンケート等を実施し、会議には医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、訪問看護師、医療連携室担当職員、管理栄養士、介護福祉士、介護支援専門員、学識経験者、高齢者支援センター職員等が出席し、その対応策について検討します。

- ◇ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
関係者との協議等により、在宅医療と介護が途切れることなく一体的に提供される体制（主治医・副主治医制の導入等）の構築を目指します。

- ◇ 医療・介護関係者の情報共有の支援
情報共有するためのツールの作成及び ICT の活用により、医療・介護関係者間の情報共有の支援を行います。

- ◇ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
在宅医療と介護の連携を支援する相談窓口を設置し、連携に関する相談に対応するとともに、市民からの在宅療養に関する相談にも対応します。窓口には、医療と介護の両方の知識を有し、在宅療養における実務経験を有する職員を配置します。
さらに、連携に関する相談内容を医療関係者が出席する多職種連携意見交換会等において報告し、その対応策について検討します。

- ◇ 医療・介護関係者の研修（多職種連携研修会）
医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、訪問看護師、医療連携室担当職員、介護福祉士、介護支援専門員、市地域包括支援センター、高齢者支援センター職員等の医療と介護の専門職向けの講演、グループワークを行う研修を年1回開催します。

- ◇ 地域住民への普及啓発
在宅医療・介護サービスについて、パンフレットの作成・配布等により周知します。

- ◇ 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携
県の支援のもと、入退院の際、医療機関と介護支援専門員等の関係者間で円滑に引継ぎを行うため、情報提供方法等に関する八戸圏域の市町村（八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村又はおいらせ町）共通の入退院調整ルールを運用します。
また、毎年度、運用の現状及び課題を把握するため、介護支援専門員を対象としたモニタリング調査を実施するほか、病院と居宅介護支援事業所の介護支援専門員との意見交換の機会を設け、ルールの改定を行います。

《 主な事務事業 》

事業名	概要	担当課
地域の医療・介護資源の把握	○医療と介護の施設情報をまとめた「はちのへ圏域医療・介護連携マップ」を Web 上で公開し、医療・介護関係者や地域住民へ情報を提供する。	高齢福祉課
在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	○医療と介護の専門職による連携に関する課題の抽出と対応策を検討することを目的に、多職種連携意見交換会を開催する。	高齢福祉課
切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進	○在宅医療と介護が途切れることなく一体的に提供されるよう、主治医・副主治医制の構築を図る。	高齢福祉課
医療・介護関係者の情報共有の支援	○医療・介護関係者間の情報共有ツール「connect8」を運用し、情報共有の支援を行う。	高齢福祉課
在宅医療・介護関係者に関する相談支援	○医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターを配置する在宅療養相談窓口を設置・運営する。	高齢福祉課
医療・介護関係者の研修	○医療・介護関係者の多職種を対象に、相互理解や情報共有等による関係の構築及び連携促進を目的に、多職種連携研修会を開催する。	高齢福祉課
地域住民への普及啓発	○地域住民を対象に、在宅医療・介護サービスの普及啓発を図る。	高齢福祉課
在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	○医療機関と介護支援専門員等の関係者間で入退院の際に円滑に引継ぎを行うため、情報提供方法等に関する二次医療圏共通の入退院調整ルールを運用する。	高齢福祉課

3 認知症施策の推進

◀ 現状 ▶

○ 認知症高齢者等の増加

国の研究報告によると、高齢化の進展に伴い認知症の人はさらに増加し、2012年に462万人（約7人に1人）であったものが、2025年には約700万人（約5人に1人）になると推計されています。認知症の予備軍である軽度認知障害（MCI）を有する人も認知症の人の数とともに増加しており、今後も高齢化の進展に伴い、増加していくことが見込まれます。

また、令和元年度在宅介護実態調査によると、要介護認定の訪問調査を受けた人が抱えている病気の中で認知症の割合が最も高く、人口10万人以上30万人未満の都市の全国平均の約25.1%を上回る36.6%（約3人に1人）となっており、介護者においても、認知症状への対応に不安を感じている人が36.7%と最も多くなっています。

【八戸市の認知症高齢者の推計】

	2020年 (令和2年度)	2025年 (令和7年度)	2030年 (令和12年度)	2040年 (令和22年度)
高齢者人口	69,672人	73,121人	73,854人	74,704人
うち認知症	12,193人	14,624人	16,617人	18,377人
有病率	17.5%	20.0%	22.5%	24.6%

※2020年の人口は住民基本台帳に基づく。

2025年～2040年は社会保障・人口問題研究所による推計値（2018（平成30）年推計）

※有病率は久山町研究モデルに準拠（平成29年版高齢社会白書掲載）

○ 認知症施策推進大綱に基づく施策の推進

国においては、令和元年6月に認知症施策推進大綱をとりまとめ、認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、「共生」と「予防」を車の両輪として、

①普及啓発・本人発信支援

②予防

③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

⑤研究開発・産業促進・国際展開

の5つの柱に沿って施策を推進することとしており、当市でも同様に同大綱に沿って施策を推進することとしています。

○「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味です。

○「予防」とは、「認知症にならないという意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者である「認知症サポーター」を養成するため、認知症の専門知識を持つ「キャラバン・メイト」が講師となり、住民のほか、企業、小中学校等を対象に幅広く講座を開催しています。

また、医療・介護等の支援ネットワークの構築、関係機関と連携した事業の企画・調整、相談支援体制の構築を基本的な役割とする「認知症地域支援推進員」を市地域包括支援センターと12圏域の高齢者支援センター、介護予防センターそれぞれに配置しています。

◀ 具体的な事務事業と目指す成果 ▶

◇ 認知症への理解を深めるための普及啓発の推進

介護予防センターと高齢者支援センター、キャラバン・メイトが連携し、認知症サポーター養成講座を定期的で開催するほか、認知症サポーター等で構成する支援チーム「チームオレンジ」を整備し、認知症サポーターの活動の場を創出するとともに、認知症の人やその家族のニーズに合わせた支援の実施を図ります。

また、市民を対象に、認知症に対する正しい知識を普及し、認知症になっても地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症フォーラムを年1回開催するほか、認知症の人やその家族が、医療や介護サービスを早期かつ適切に利用できるよう、認知症ケアパス「たすけるすけ」を配布するとともに、市ホームページに掲載します。

さらに、軽度の認知機能低下のある人を対象に、本人同士が情報交換する機会を設け、病気の正しい理解と受容、閉じこもり予防や仲間づくりにつなげる「本人のつどい」を開催するとともに、認知症の人に限らず認知症について関心のある人が気軽に参加し、語り合う「認知症カフェ」を開催します。

◇ 認知症の予防に向けた取組の推進

介護予防センターにおいて、認知機能のスクリーニングとして「もの忘れチェック」及び事後指導を実施するほか、懐かしい写真や生活用具を用いて自分自身の体験を語り合い、過去に思いをめぐらすことで、認知機能低下を予防する「地域回想法」を実施するなど、認知症予防に向けた取組を推進します。

◇ 認知症の容態に応じた医療・介護等の提供体制の構築と介護者への支援

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携支援や、認知症の人やその家族等への相談支援を行う「認知症地域支援推進員」を市地域包括支援センターと12圏域の高齢者支援センターにそれぞれ2名、介護予防センターに1名配置します。

また、市地域包括支援センター内の認知症初期集中支援チームにおいて、医師の指導のもと、認知症地域支援推進員や関係機関との連携を図り、必要な医療や介護の導入、

家族支援等について検討するための会議を年6回程度開催し、おおむね6か月を目安に集中的な支援を行います。

さらに、認知症の人の家族の精神的負担や不安の解消を図るとともに、同じ状況にある仲間との交流を図る「認知症の人を抱える家族のつどい」を、公益社団法人認知症の人と家族の会青森県支部が定期的で開催することができるよう支援します。

◇ 認知症バリアフリーの推進及び若年性認知症の人への支援・社会参加支援

認知症の人等を地域で見守る体制である見守りネットワークの構築や、認知症の人が自宅に戻ることができず保護された際に、速やかに家族等に連絡する仕組みである「あんしんカード事業」の登録者の増加を図り、支援体制を強化します。

また、認知症地域支援推進員による若年性認知症を含めた認知症の人の社会参加の体制整備を推進するとともに、介護サービス事業者における認知症の人をはじめとする利用者の社会参加や社会貢献活動の導入を支援します。

《 主な事務事業 》

事業名	概要	担当課
認知症サポーター養成事業	○認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する正しい知識の普及啓発と、認知症の人を支援するボランティアの育成を目指す。	高齢福祉課
キャラバン・メイト支援事業	○認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトの養成及び活動の支援を実施する。	高齢福祉課
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業【再掲】	○認知症サポーター等で構成する支援チーム「チームオレンジ」を整備し、認知症の人やその家族のニーズに合わせた支援を実施する。	高齢福祉課
認知症フォーラムの開催	○市民が認知症を正しく理解し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの重要性を理解するほか、認知症に関わる各種団体が連携を深めることを目的に講演会を開催する。	高齢福祉課
本人のつどいの開催	○軽度の認知機能低下のある人を対象に、病気の正しい理解と受容、閉じこもり予防や仲間づくりにつなげることを目的に本人同士が情報交換をする「本人のつどい」を開催する。	高齢福祉課
認知症カフェの開催	○認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報共有し、お互いを理解し合うことを目的に「認知症カフェ」を開催する。	高齢福祉課

事業名	概要	担当課
地域回想法事業【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ○懐かしい写真や生活用具などを用いて、自分自身が体験したことを語り合ったり、過去のことを思い巡らせたりすることで、認知機能低下を予防する回想法を地域で実施する。 ○地域回想法スクールの修了者が、地域において主体的に介護予防活動を実践できるよう支援する。 	高齡福祉課
認知症地域支援推進員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関や介護サービス及び地域の関係機関との連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置する。 	高齡福祉課
認知症ケアパスの作成・配布	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症の進行状況に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければ良いか、標準的な流れをまとめた認知症ケアパスを作成・配布する。 	高齡福祉課
認知症初期集中支援チーム	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族に対し、訪問や観察・評価、家族支援等の初期支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行う。 	高齡福祉課
認知症の人を抱える家族のつどいの開催（民間）	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症の人を介護する家族同士が互いの体験を語り合い、精神的な負担や不安の解消を図る家族のつどいを開催する。 	高齡福祉課
あんしんカード事業	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症等により自宅に戻ることができなくなる恐れがある人の情報を事前に市と警察署に登録する。 ○登録者が保護された際には、速やかに家族等に連絡を行う。 	高齡福祉課

4 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

◀ 現状 ▶

○ 高齢者のみ世帯の増加

令和元年度八戸市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、家族構成について1人暮らしと回答した人は15.9%で、65～74歳の前期高齢者が14.0%、75歳以上の後期高齢者が17.7%と、高齢になるのに従って1人暮らしの割合が増加しています。

また、65歳以上の配偶者との2人暮らしの世帯は39.2%となっており、1人暮らしを含む高齢者のみの世帯で半数を超えています。

○ 在宅生活を継続するために必要なサービス

令和元年度在宅介護実態調査によると、「今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス」としては、「外出同行（通院、買い物など）」が16.4%と最も多く、次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が14.9%、「見守り、声かけ」が14.1%、「掃除・洗濯」が7.6%、「配食」が7.1%となっています。

◀ 具体的な事務事業と目指す成果 ▶

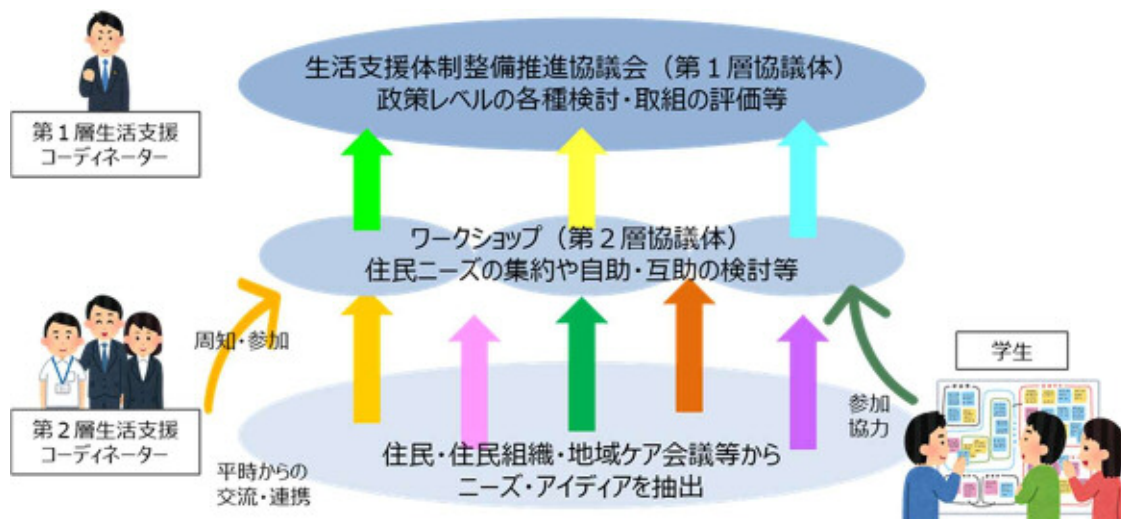
◇ 生活支援体制整備事業の実施

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的に、社会福祉協議会、民間企業、協同組合、地縁組織などの生活支援サービスを担う多様な事業主体が参画する第1層協議体として「八戸市生活支援体制整備推進協議会」を設置し、事業の推進に関する事項について年2回程度検討を行うとともに、必要に応じて介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス、生活支援サービス等の開発について検討を行います。

また、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けて、市地域包括支援センターに「第1層生活支援コーディネーター」を2名配置し、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組（生活支援サービス）のマッチングを行います。

さらに、日常生活圏域ごとに「第2層協議体」を設置するとともに、12圏域の高齢者支援センターに「第2層生活支援コーディネーター」をそれぞれ2名配置し、地域ニーズや地域資源の把握等を行います。

今後も、第2層協議体や第2層生活支援コーディネーターから抽出される地域ニーズをもとに、民生委員、町内会、老人クラブ、ボランティア団体、市民活動団体、民間企業と連携しながら、多様な日常生活の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。



《 主な事務事業 》

事業名	概要	担当課
生活支援コーディネーターの配置	○資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組(生活支援サービス)のマッチングを行う生活支援コーディネーターを、市の区域(第1層)及び日常生活圏域(第2層)に配置する。	高齢福祉課
八戸市生活支援体制整備推進協議会(第1層協議体)の開催	○生活支援コーディネーターを補完し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進する協議会を開催する。	高齢福祉課
ワークショップ(第2層協議体)の開催	○住民ニーズの把握と自助や互助の取組を促進するため、日常生活圏域ごとにワークショップを開催する。	高齢福祉課

5 地域ケア会議の推進

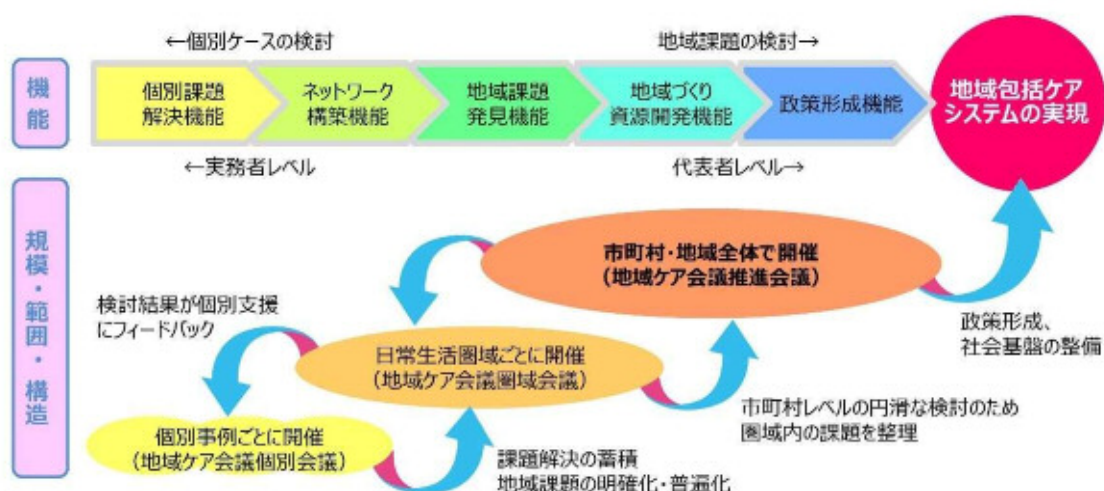
◀ 現状 ▶

○ 多様化・複雑化した地域のニーズへの対応

個別ケースの支援内容を検討することによって課題解決を支援するとともに、課題分析等を積み重ねることにより、高齢化の進展や生活支援のニーズの多様化、複雑化した地域に共通した課題を抽出・把握する「地域ケア会議個別会議」を12圏域の高齢者支援センターが開催しています。

また、個別ケースの検討により抽出した地域課題について、圏域ごとに地域の実情に応じて解決策を検討する「地域ケア会議圏域会議」を各高齢者支援センターが開催しています。

さらに、各圏域から抽出された地域課題の中から市全体に共通する課題を抽出し、その解決策について検討する「地域ケア会議推進会議」を市が開催しています。



◀ 具体的な事務事業と目指す成果 ▶

◇ 日常生活圏域における地域課題の抽出

各高齢者支援センターが、地域ケア会議個別会議を年6回程度開催し、各圏域における地域課題を抽出します。

◇ 当市における地域課題の解決策の検討

各高齢者支援センターにおいて、各圏域における地域課題の解決策の検討を行う地域ケア会議圏域会議を年2回程度開催するとともに、市地域包括支援センターにおいて、市全体に共通する地域課題の解決策の検討を行う地域ケア会議推進会議を年1回程度開催します。

《 主な事務事業 》

事業名	概要	担当課
地域ケア会議個別会議の開催	○個別ケースの課題解決を図るとともに、地域支援ネットワークの構築や自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握を行う。	高齢福祉課
地域ケア会議圏域会議の開催	○地域支援ネットワークの構築を図るとともに、地域ケア会議個別会議等を通じて把握した地域課題の解決に向けた検討を行う。	高齢福祉課
地域ケア会議推進会議の開催	○地域ケア会議個別会議及び地域ケア会議圏域会議で把握した地域課題の総合調整を図り、地域づくり及び地域に必要な資源開発の検討並びに地域課題の解決を図る施策の立案及び社会基盤の整備に向けた検討を行う。	高齢福祉課

6 高齢者の居住安定に係る施策との連携

◀ 現状 ▶

○ 施設等への入所・入居の検討状況

令和元年度在宅介護実態調査によると、施設等への入所・入居の検討状況について、当市における施設等への入所・入居申請済みの割合は、人口 10 万人以上 30 万人未満の都市の全国平均が 5.4%に対し、当市は 6.5%（平成 28 年度 12.8%）と全国平均並みとなり、施設数が増加しています。

○ 主な老人福祉施設等の設置状況（令和 2 年 12 月 1 日現在）

施設種別	施設数	定員
特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）	14 施設	730 人
養護老人ホーム	1 施設	50 人
軽費老人ホーム（ケアハウス）	5 施設	170 人
有料老人ホーム	42 施設	1,644 人
サービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホーム扱い）	16 施設	494 人
生活支援ハウス	2 施設	20 人
合計	80 施設	3,108 人

◀ 具体的な事務事業と目指す成果 ▶

◇ 安定的な施設運営の支援

生活環境上の理由及び経済的な理由により、真に施設サービスが必要な人に対する養護老人ホームへの入所措置や、軽費老人ホームの運営に要する経費の一部助成を通じた経済的負担の軽減を図りながら、地域の安定的な施設配置のため、社会福祉法人が運営する老人福祉施設等の改築整備等に対する補助を行います。

◇ 適正な施設運営の確保

施設等への入所・入居を希望する高齢者とその家族に対し、ホームページ等を活用して老人福祉施設等に関する情報提供を行いながら、老人福祉施設等に対して、法令等に基づく適正な事業運営及び施設運営が行われるよう指導監査又は立入検査を実施します。

《 主な事務事業 》

事業名	概要	担当課
老人ホーム入所措置事業	○環境上や経済上等の理由により、在宅で生活が困難な高齢者を養護老人ホームへ入所させる。	高齢福祉課
老人福祉施設等整備支援事業	○老人福祉施設等の改築や設備導入等経費に対する補助を行う。	高齢福祉課
軽費老人ホーム運営支援事業	○軽費老人ホームの運営経費(事務費)に対する補助を行う。	高齢福祉課
生活支援ハウス運営事業	○60歳以上で家族の支援が難しく、1人暮らしに不安のある方に、一時的に居住を提供する。	高齢福祉課
老人福祉施設等への指導・監督	○老人福祉施設等の運営や処遇が適正となるよう、指導や助言を行う。	高齢福祉課
老人福祉法の届出	○老人福祉施設等の設置・運営に関する各種届出の受理・審査を行う。	高齢福祉課

第3節 介護が必要な人とその家族の生活全体を支える 介護サービスの充実

【成果指標と目標値】

成果指標	現状値	目標値		
	令和元年度 (2019年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
第1号被保険者における中重度者認定率の割合	10%	11%	11%	令和7年度より低下又は維持
「青森県介護サービス事業所認証評価制度」の認証法人	8法人	9法人	10法人	令和7年度より増加
介護ロボットの活用事業所	9%	10%	12%	令和7年度より増加

1 適正な介護サービス提供体制の整備

◀ 現状 ▶

○ 介護老人福祉施設入所申込者の状況

令和元年度在宅介護実態調査によると、施設等への入所・入居の検討状況は、「検討していない」が74.6%と最も高く、次いで「検討中」が14.5%、「申請済み」が6.5%となっています。

また、令和元年度在宅生活改善調査によると、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）への申込状況は、入所が必要な人は107人であり、そのうち、緊急性が高い人は41人となっています。一方で、緊急性が高いにも関わらず、入所施設に空きがない人は、26人となっています。

○ 主な介護者の状況

項目	八戸市	全国（※）
介護のための離職の有無	—	—
主な介護者が仕事を辞めた（転職を除く）	3.6%	5.4%
介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない	80.3%	75.7%
在宅生活継続に向けて介護者が不安に感じる介護	—	—
認知症への対応	36.7%	26.6%
外出への付き添い、送迎等	29.6%	22.2%
日中の排泄	24.5%	15.8%
夜間の排泄	23.2%	20.4%
その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）	23.1%	10.6%

※令和元年度在宅介護実態調査による。全国は人口10万人以上30万人未満の都市の全国平均値。

○ 青森県地域医療構想との整合性

病床機能の分化及び連携の推進による効果的で質の高い医療提供体制の構築と、在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築を一体的に実施します。

また、介護老人保健施設、介護医療院、訪問診療、療養病床からの移行分を合わせた需要見込みと県計画との整合性を確保します。

◀ 具体的な事務事業と目指す成果 ▶

◇ 施設・居住系サービスの整備

今後の高齢者人口・要介護認定者の増加、介護の担い手である第2号被保険者の減少を視野に入れ、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の待機者解消のため、既存の特別養護老人ホームを増床します。

また、要支援から中重度の要介護者、医療ニーズのある人など、様々な状態の利用者を受け入れる住まいのサービスとして、既存の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を特定施設へ転換します。

そのほか、認知症状への対応不安を軽減し、認知症高齢者の増加に対応するため、グループホーム（認知症対応型共同生活介護）を整備します。

◇ 在宅サービスの充実

介護者の不安や負担感を軽減し、仕事を続けられるようにするとともに、多様なニーズに対応できるよう、サービスの選択肢の多様化と在宅サービスの充実を図ります。

また、青森県地域医療構想との整合性を図り、医療と介護の両方が必要な人の増加に対応するため、看護を組み合わせた定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所を整備します。

《 主な事務事業 》

事業名	概要	担当課
特別養護老人ホームの増床	○特別養護老人ホームの増床（20床）に係る整備を実施する。	高齢福祉課 介護保険課
特別養護老人ホームへの転換	○既存の短期入所生活介護から、特別養護老人ホーム（10床）への転換を図る。	高齢福祉課 介護保険課
特定施設への転換	○既存の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅から、特定施設（71床）への転換を図る。	介護保険課
地域密着型サービスの整備	○認知症状への対応不安の軽減を図るため、グループホーム（18床）を整備する。 ○夜間の排泄、医療と介護の両方が必要な人の増加に対応するため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（1か所）、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護（いずれか1か所）を整備する。	介護保険課

2 介護人材の確保と資質の向上

◀ 現状 ▶

○ 介護人材確保の状況

団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)には、青森県において介護人材が約3,650人不足するとの見通しとなっていますが、県内介護福祉士養成施設への入学者は、平成24年の263人・充足率83.5%から、令和元年には81人・充足率36.8%まで減少し、新卒者を採用するのが困難な状況にあります。

このような中、介護サービス事業所では、事業所ごとに中学生の職業体験や看護学生の職場実習、ボランティアの受入れ、処遇改善の取組を推進する等、様々な取組を行っています。

また、県では処遇改善やサービスの質の向上に積極的に取り組む事業所を評価する「青森県介護サービス事業所認証評価制度」を実施しています。令和2年9月末現在、県内認証法人39法人のうち、市内では8法人が認証されており、人材確保につなげるための取組に努めています。

なお、介護職員以外の人材確保の状況としては、リハビリテーションの専門職である理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の人数は、すべての職種で全国平均や類似都市(東北地方の中核市)を上回っています。

○ 「介護職」に対するイメージ向上

「介護職」に対するイメージとして、「きつい」「汚い」「危険」の3Kと言われることもあるようですが、現在はこれらを払拭するような介護ロボット等の導入や、介護する側・される側双方に優しく安全な「持ち上げない・抱え上げない・引きずらないケア」であるノーリフティングケアの考え方により、身体的な負担を軽減する取組が行われています。

また、他の職業と比べると賃金が安いイメージも持たれていますが、介護職員処遇改善加算等により、給与、休暇取得、資格取得等に対するバックアップ等、しっかりとした取組を行い、職場環境を改善している事業所が多くあります。

一方で、若年層や学生等が将来の仕事として介護職を考えたとき、影響力のある周囲の大人がネガティブなイメージから反対することもあるため、中学生や高校生と同時に、学校や生徒の家族に対して「介護職」に対するイメージの向上を図っていく必要があります。

○ 介護サービス従業者の状況

地域包括ケアシステムの中で、多職種との連携・協働の必要性が高まり、介護支援専門員の資質の向上が重要となっています。当地域では、事業者、職域等の関係団体が相互に協力・連携を図っており、研修会・講演会を開催するなど資質向上に努めています。市では、研修会・講演会に講師として参加する等の協力をしています。

○ 介護業務の革新・業務効率化

・介護ロボットの活用

介護ロボットの導入状況を調査したところ、全事業所では9.4%、施設・居住系サービス事業所では19.0%、通所系サービス事業所では11.1%、訪問系サービスでは3.2%の事業所が介護ロボットを導入しています。

・ICTの活用

「記録業務（介護記録など）」「情報共有（事業所内外の情報連携を含む）」「報酬請求業」、これらを一気通貫で行うことができる介護ソフトやタブレットの導入状況を調査したところ、ICTを活用していない事業所はごく少数となっています。

・介護助手の活用

県では介護助手定着促進事業により、地域の元気な中高年齢者に対し人材育成を行い、職場体験からその後の雇用継続へつなげる取組を行っていますが、介護助手の雇入れ状況を調査したところ、施設・居住系サービス事業所では31.7%（49人）、通所系サービス事業所では14.8%（23人）が雇用につながっています。

・ボランティアの受入状況

施設・居住系サービスでは68.3%、通所系サービスでは64.9%の事業所がボランティアの受入れをしています。

◀ 具体的な事務事業と目指す成果 ▶

◇ 中高生など将来を見据えた介護人材の確保

将来の仕事として選択してもらえるようPR冊子等を作成し、中高生及び保護者・教職員へ介護職の魅力を発信するとともに、イメージの向上を図ります。

◇ 介護人材のすそ野の拡大

県は、地域医療介護総合確保基金を活用し、全県的に未経験・無資格者を対象とした介護基本技術講習（介護労働安定センター青森支部）を実施しています。市では、同講習の周知に協力していきます。

◇ 介護事業所への支援

国・県・関係団体等で実施している従事者確保事業についての情報集約と事業者への周知を行っていきます。また、「青森県介護サービス事業所認証評価制度」認証事業所の円滑な更新、新規認証事業所の増加のための情報提供・助言指導を行っていきます。

◇ 介護支援専門員研修の実施

実地指導、ケアプラン点検、地域ケア会議等を通じて、認定状況・給付費分析等による地域課題を共有し、地域課題を踏まえた適切なケアプラン作成を目指し、ケアマネジメントスキルの向上を図ります。

◇ 介護業務の革新・業務効率化の取組強化

介護ロボット導入支援、ICT 導入支援、介護助手の雇入れに関する各種支援制度について周知を行い、導入率等の向上を図ります。また、介護ロボット・ICT・介護助手・ノーリフティングケアなどを実践しているモデル事業者の取組状況を把握し、他事業所への波及を図ります。

また、介護保険施設等でのボランティア活動に応じて、商品券への交換や社会福祉法人等への寄付が可能なポイントを付与するシニアはつらつポイント事業を実施することにより、幅広い世代のボランティアを受け入れられるよう取り組みます。

《 主な事務事業 》

事業名	概要	担当課
介護の仕事理解促進事業	○中高生及び保護者・教職員に対し、介護職の魅力を発信する。	介護保険課
介護人材のすそ野の拡大	○介護助手雇入れ等に関する支援事業について周知する。 ○「認知症介護基礎研修」の受講を促進する。	介護保険課
介護支援専門員向け研修	○実地指導、ケアプラン点検、地域ケア会議等を通じて、ケアマネジメントスキルの向上を図る。	介護保険課
介護業務の革新・業務効率化の取組強化	○介護ロボット、ICT 導入に関する支援事業について周知する。 ○地域におけるモデル事業者の取組状況を把握し、他事業所への波及を図る。	介護保険課
シニアはつらつポイント事業【再掲】	○高齢者が介護施設などで行ったボランティア活動に対して、はちのへ共通商品券との交換や福祉団体への寄付ができるポイントを付与する。	高齢福祉課

3 介護保険制度の適正な運営

◀ 現状 ▶

○ 給付費の状況

当市の令和2年9月末時点の要介護認定率（第1号被保険者のみ）は15.9%となっており、全国平均の18.6%を下回っていますが、令和2年9月末時点の在宅サービス受給者1人当たりの給付月額では、要介護2以上の中重度者で全国平均よりも給付月額が高くなっており、最も差が大きい要介護4では、全国19,854円に対し、当市26,541円となっています。

このようなことから、1人当たりの給付費を押し上げている要因について分析し、サービスの適切な利用について検討する必要があります。

○ 介護サービス事業者への指導監督

市では、定期的に介護保険事業所等の運営状況を確認するために実地指導を行い、効率的・効果的な指導・監査を実施しています。

また、介護保険法施行規則の改正、実地指導の標準化・効率化に係る運用指針に基づき、事業者の指定等に関する書類及び実地指導時に求める書類を簡素化し、文書負担の軽減を図っています。

◀ 具体的な事務事業と目指す成果 ▶

◇ 介護給付適正化事業の推進

八戸市介護給付適正化計画に基づき、主要5事業（①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修等の点検、④縦覧点検・医療情報との突合、⑤給付費通知）等を実施し、介護給付費の適正化を推進します（八戸市介護給付適正化計画 97 ページ参照）。

◇ 介護事業者への指導・監督の強化

集団指導において、実地指導で指摘の多かった事例を通して関係法令等の周知、運営に関する指導・助言を行い、介護サービスの質の向上を図ります。特に、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等において、適切なケアプランに基づきサービス提供がなされているか指導を強化しています。

また、新たに、広域で事業を展開しているサービス事業所に対し、複数保険者により合同で指導する仕組みを構築します。

さらに、各サービスの基準省令及び市条例の改正により、新たに基準として設けられた感染症及び非常災害に関する業務継続計画（BCP）の作成、虐待防止の研修、ハラスメント対策の強化について重点的に指導、助言を行っていきます。

◇ 文書負担軽減、実地指導の標準化・効率化

事業所が市へ提出する書類は、全て押印を不要とし、原則メール又は郵送での提出を勧奨することにより、文書負担の軽減を図ります。また、ICT 導入支援に関する各種支援制度について周知し、導入率等の向上を図ります。

実地指導は、事業所指定時等の書類で確認できる部分は省略するとともに、事業所のシステムで確認できる部分の紙資料の提出を省略します。また、実地指導で確認する利用者の介護給付費の実績等を事前に把握し、実地指導に係る時間も短縮します。

《 主な事務事業 》

事業名	概要	担当課
介護事業者への指導・監督	○法改正に伴い、感染症及び非常災害に関する業務継続計画（BCP）の作成、虐待防止の研修、ハラスメント対策の強化について重点的に指導、助言を行う。	介護保険課
他市町村との合同指導	○広域で事業を展開しているサービス事業所に対し、複数保険者により合同で指導する。	介護保険課
文書負担軽減	○原則メール又は郵送での提出を勧奨し、文書負担軽減を図る。	介護保険課
実地指導の標準化・効率化	○実地指導に必要な書類を簡略・省略するとともに、実地指導に係る時間の短縮を図る。	介護保険課

第4節 すべての市民の人権が尊重され、 地域全体で支え合うための安全・安心な暮らしの確保

【 成果指標と目標値 】

成果指標	現状値	目標値		
	令和元年度 (2019年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
あんしんカード新規登録者数	66人	80人	90人	令和7年度より増加
成年後見制度相談件数 (延べ数)	528件	540件	550件	令和7年度より増加

1 地域見守り体制の充実

◀ 現状 ▶

○ 地域における見守りの必要性

町内会への加入率の低下や町内会加入者の高齢化、高齢者自身の心身機能の変化等により、近隣住民とのつながりが希薄になっている高齢者が増加しています。

1人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、サービスや支援等が必要となった際に、高齢者支援センターと民生委員、町内会等の関係者が早期に連携し、支援する体制の構築が必要となっており、令和2年12月末現在、市内37の町内会で見守りネットワークが構築されています。

また、高齢者をターゲットとした訪問や電話等による詐欺や消費生活に関するトラブルも後を絶たない状況となっており、未然防止に向けて消費生活に関する知識を普及・啓発するとともに、被害拡大防止に向けてトラブルに巻き込まれた高齢者に対する消費生活相談を充実させる必要があります。

○ 認知症高齢者への見守り

認知症高齢者の増加に伴い、外出して自宅に戻ることができなくなる高齢者に関する問合せが年々増加しており、警察等と連携し、早期に家族のもとへ戻ることができるような支援体制が必要です。

このことから、平成23年度に、認知症等により、外出して自宅に戻ることができなくなる恐れがある高齢者等の情報を市及び警察署に登録するとともに、あんしんカードを交付し、登録者が保護された際に、登録情報から個人を特定して、速やかに家族等に連絡する体制（あんしんカード事業）を整備しており、令和2年12月末現在で337人が登録しています。

なお、あんしんカード事業については、八戸圏域連携中枢都市圏を形成する8市町村

で共通のシステムを運用しており、地域が一体となって認知症高齢者の見守り支援を推進しています。

◀ 具体的な事務事業と目指す成果 ▶

◇ 地域での見守り体制の整備

見守りの必要な高齢者の変化を早期に発見し、必要な支援を行うため、地域の身近な支援者である町内会役員、民生委員のほか、各種宅配サービス事業所（新聞販売所、宅配弁当事業者等）等の関係機関とのネットワークを構築するほか、ほのぼのコミュニティ 21 推進事業により地域住民との交流機会の創出や見守り活動を行います。

また、希望する町内会に対し、地区を担当する高齢者支援センターが事務局となり、必要な助言等を行い、見守りネットワークの構築を支援します。

さらに、消費生活に関するトラブルについては、各高齢者支援センターと連携し、1人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等に情報提供や注意喚起を行うとともに、トラブルの早期発見を図り、八戸市消費生活センターや警察等の関係機関と連携し、早期に相談につなげられるよう支援します。

◇ あんしんカード事業の推進

八戸圏域連携中枢都市圏における共通の課題を抽出し、その対応策を検討することで、事業のより円滑な運用を図ります。また、制度の周知により登録者数の増加を図り、支援体制を強化します。

《 主な事務事業 》

事業名	概要	担当課
地域の安心・安全見守り活動推進事業	○宅配業者、タクシー会社、新聞販売店などと「地域の安心・安全見守り協定」を締結し、事業者が業務上把握した地域住民の状況に関する情報提供を受け、必要な対応につなげる体制を構築する。	福祉政策課
ほのぼのコミュニティ 21 推進事業	○「ほのぼの交流協力員」が高齢者や障がい者等の自宅を訪問する。 ○関係者間の連携を深める連絡会や、見守り活動に関する研修会を開催する。	福祉政策課
消費者アシスト隊員養成事業	○高齢者の消費者トラブル防止のため、消費者アシスト隊に登録した民生委員、町内会、地区社会福祉協議会等による高齢者の見守り活動の中で、必要に応じて消費生活センターへ誘導するなど、被害の未然防止や早期発見を図る。	くらし交通安全課
市敬老祝金支給事業	○長寿を祝い社会に貢献した功績をたたえ、その労をねぎらうことを目的として、100歳、88歳になる市民へ敬老祝金を支給する。	高齢福祉課
地区敬老会助成事業	○各地区民生委員児童委員協議会等が主催する、地区敬老会の開催経費の一部を補助する	高齢福祉課
あんしんカード事業【再掲】	○認知症等により自宅に戻ることができなくなる恐れがある人の情報を事前に市と警察署に登録する。 ○登録者が保護された際には、速やかに家族等に連絡を行う。	高齢福祉課
民生委員児童委員育成事業	○新任の民生委員や、児童委員を対象に研修会を開催する。 ○民生委員児童委員協議会の運営費を補助する。	福祉政策課
災害時要援護者支援事業	○災害時要援護者の名簿や、個別避難支援プランを作成する。 ○要援護者名簿等の提供を通じて、要援護者を地域で支援していく体制を構築する。 ○災害時要援護者支援マップシステムを運用する。	福祉政策課
救急医療情報キット配付事業	○災害時要援護者等に対して、救急医療情報キットを配付する。	福祉政策課

2 成年後見制度の利用促進

◀ 現状 ▶

○ 成年後見制度の利用が必要となる背景

成年後見制度は、認知症や知的障害、その他精神上の障害により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人等がその人の判断能力を補い、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護し法律的に支援する制度です。

令和元年度在宅介護実態調査によると、要介護状態の人が抱えている疾病として、認知症の割合が 36.6%と最も多く、認知症の指標となる認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ（日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られる状態）以上の高齢者は 76.0%と、人口 10 万人以上 30 万人未満の都市の全国平均の 52.2%を大きく上回っています。

今後、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者のほか、1 人暮らしの高齢者の増加も見込まれるため、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくものと考えられます。

○ 成年後見制度の利用促進

全国的に成年後見制度が十分に活用されていない状況であることを踏まえ、国では成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、平成 29 年 3 月に成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定しました。

当該計画において、市町村は、必要な人が成年後見制度を利用することができるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図るため、そのコーディネートを担う中核機関や専門職団体等の協力を得る協議会等の設置・運営に積極的な役割を果たすなど、成年後見制度の利用促進に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。

◀ 具体的な事務事業と目指す成果 ▶

◇ 権利擁護支援のためのネットワークづくり

平成 28 年 5 月に設置した八戸市成年後見センターが、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関として、引き続き、成年後見制度の広報・啓発、同制度の利用相談を含めた権利擁護総合相談、後見人支援、市民後見人の養成・推進等に取り組むほか、専門職・関係機関の協力体制を構築し、本人を後見人とともに支える「チーム」として、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制を強化していきます。

特に、権利擁護総合相談では、地域住民や関係機関等からの相談に対応し、情報を集約するとともに、成年後見制度の利用が必要にも関わらず、本人及び親族による申立てが見込めない場合は市長申立てにつなげ、同制度利用以外にも支援が必要であった場合には関係機関につなぐなど、早期対応支援を行います。また、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、権利擁護に関する必要な支援が行われる見守り体制の整備を図ります。

さらに、平成 30 年 11 月に八戸市成年後見センター内に設置した弁護士、司法書士及び社会福祉士の専門職と、医療機関、地域包括支援センター、市民後見人、学識経験者、家庭裁判所等の関係者で構成される「成年後見ネットワーク会議」を地域連携ネットワークの協議会として、個々のケースに対するチームでの対応や専門職団体及び関係機関等の協力・連携強化等、成年後見制度の利用促進及び円滑な運用を図るための協議を行います。

◇ 成年後見制度の利用の促進に関する調査審議機関

平成 24 年 8 月に設置した弁護士、司法書士及び社会福祉士の専門職と、社会福祉協議会、学識経験者等の関係者で構成される市民後見推進協議会を成年後見制度の利用の促進に関する調査審議機関とし、市民後見人の養成や支援体制の強化、利用支援等、成年後見制度の利用の促進に向けて調査審議を行います。

◇ 市民後見人の育成・支援体制の整備

弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職後見人の担い手不足を補うため、平成 23 年度、平成 28 年度及び令和元年度に、社会貢献への意欲があり、一定の知識等を身につけた第三者後見人である市民後見人を養成しました。

次回は令和 4 年度の養成を目指しながら、市民後見人候補者名簿登録者（市民後見人養成研修終了後、候補者として登録した人）が、適正かつ安定的に活動できるよう後方支援体制を整備するとともに、後見人活動に必要な知識等を習得し資質や対応力の向上を図ることを目的に、登録者を対象としたフォローアップ研修を開催します。

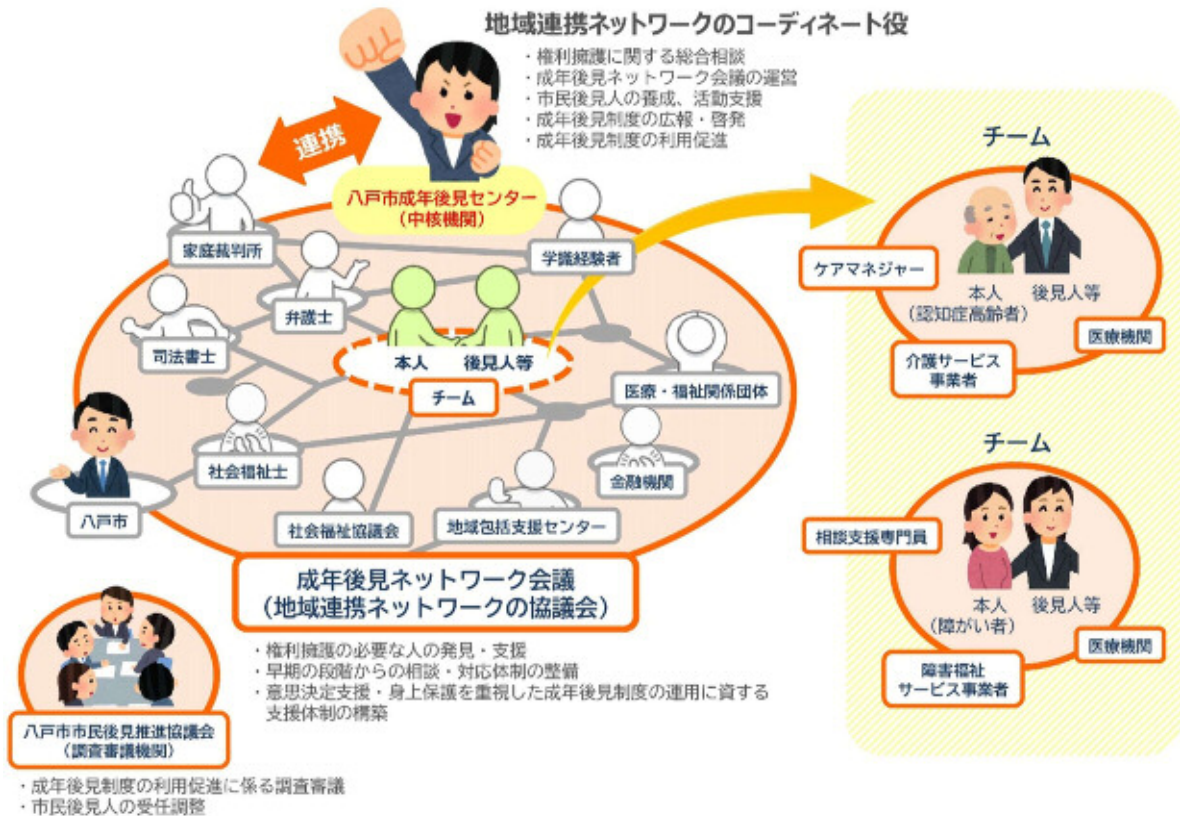
また、市民後見推進協議会では、市民後見人が適正かつ安定的に活動できるよう必要な事項について意見聴取及び調査審議するほか、家庭裁判所から市民後見人候補者の推薦依頼があった際には、被後見人にふさわしい候補者を選出できるよう受任調整を行います。

◇ 成年後見制度、成年後見センターの役割及び市民後見人の周知の強化

成年後見制度、成年後見センターの役割及び市民後見人に関して普及啓発するため、成年後見セミナーや研修会を開催するとともに、他団体が開催する研修には講師を派遣するなどの協力を行います。

また、啓発用パンフレットを相談窓口等に設置するとともに、相談者や関係機関、研修等の参加者に配布し、周知を行います。

【地域連携ネットワークのイメージ】



≪ 主な事務事業 ≫

事業名	概要	担当課
成年後見制度利用促進体制整備推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○地域連携ネットワークの中核機関や協議会等の設置・運営を行う。 ○成年後見制度の利用促進に関する調査審議機関の設置・運営を行う。 ○適切な後見人候補者を推薦するための受任調整会議の整備・運営を行う。 ○成年後見制度の利用促進に係る市町村計画を策定する。 	高齡福祉課 障がい福祉課
八戸市成年後見センター事業 (地域連携ネットワークの中核機関及び協議会の設置・運営)	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護に関する総合相談を行う。 ○成年後見ネットワーク会議を運営する。 ○市民後見人養成研修や市民後見人フォローアップ研修を開催するとともに、市民後見人の活動支援を行う。 ○成年後見セミナーを開催するなど成年後見制度等に関する啓発・研修を行う。 	高齡福祉課 障がい福祉課

事業名	概要	担当課
市民後見推進事業 (権利擁護人材育成事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○市民後見人養成研修や市民後見人フォローアップ研修を開催するとともに、市民後見人の活動支援を行う。 ○市民後見人候補者への助言、後見人受任後の継続的な支援を行う。 ○市民後見人候補者名簿を整備する。 ○成年後見制度の利用支援等に関する必要事項の調査審議や市民後見人候補者の受任調整を行うため、市民後見推進協議会を開催する。 	高齢福祉課
成年後見制度の周知 (成年後見制度普及啓発事業/ 成年後見制度利用支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。 ○地域包括支援センター等において、成年後見制度や相談窓口の周知を行う。 	高齢福祉課 障がい福祉課
成年後見制度の市長申立ての実施	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度の利用が必要な状況であるにも関わらず、申立てを行う親族がなく、本人の福祉を図るため特に必要があるとき、市長による審判請求を行う。 	高齢福祉課 障がい福祉課
成年後見制度利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度の申立てに要する経費や後見人等の報酬を助成する。 	高齢福祉課 障がい福祉課
権利擁護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者やその家庭に重層的な課題が存在している等の困難事例や虐待事例を把握した場合には対応を検討し、必要な支援を行う。 ○日常生活自立支援事業、成年後見制度等の制度の説明や活用等、ニーズに即した適切なサービスや関係機関につなぎ、適切な支援を提供することにより、高齢者の生活の維持を図る。 ○消費者被害を防止するため、必要な情報提供や消費生活センター等と連携する。 	高齢福祉課
成年後見制度法人後見支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援する。 	障がい福祉課

3 虐待防止の強化

◀ 現状 ▶

○ 高齢者虐待の内訳

令和2年版高齢社会白書によると、平成30年度の虐待判断件数は、養護者によるものが17,249件、養介護施設従事者等によるものが621件となっています。養護者による虐待の種別（複数回答）は、身体的虐待が67.8%で最も多く、次いで心理的虐待が39.5%、介護等放棄が19.9%、経済的虐待が17.6%となっています。

養護者による虐待を受けている高齢者については、性別では女性が76.3%、男性が23.7%と女性が圧倒的に多く、年齢では後期高齢者が76.5%を占めています。また、要介護認定の申請中及び認定済みの高齢者が71.0%と、介護が必要になった高齢者への虐待が多くなっています。

一方、虐待をしている者については、息子が39.9%と最も多く、次いで夫が21.6%、娘が17.7%、妻が6.4%となっており、そのほか、息子・娘の配偶者、孫、兄弟姉妹によるものがあります。

当市では、虐待の疑いがある相談について、主に各高齢者支援センターが訪問等により対応し、虐待有りと判断したものが、平成29年度は29件、平成30年度は27件、令和元年度は19件と減少傾向にあります。

また、過去3年間における虐待の種別の内訳（延べ件数）としては、身体的虐待が60件と最も多く、暴言や無視、いやがらせ等の心理的虐待が46件、経済的虐待が7件、介護放棄が4件、性的虐待が1件と続いています。

○ 高齢者虐待の発生状況

高齢者虐待の発生原因は、養護者の疾病、介護疲れ、経済的問題、認知症対応の困難さなど多岐にわたるとされており、高齢者虐待は、家庭内や施設内といった閉ざされた空間で発生することや、認知症等によって虐待被害を訴えることができない等により、発見しにくい状況にあります。

◀ 具体的な事務事業と目指す成果 ▶

◇ 高齢者虐待への対応

養護者による虐待については、市地域包括支援センターの後方支援のもと、各高齢者支援センターが高齢者の安全確保と適切な養護者支援を図ります。また、養介護施設従事者等による虐待については、市地域包括支援センターが通報内容等の事実確認や高齢者の安全確認を行います。その際に、虐待や不適切なケア等が認められた場合には、施設に対して改善指導を行い、虐待の再発防止を図ります。

さらに、虐待への対応方法や当市における被虐待者及び養護者の特徴に関する分析内容について、市地域包括支援センターと各高齢者支援センターの間で情報を共有し、対応する職員のスキルアップを図ります。

◇ 高齢者虐待の早期発見、防止に向けた取組

高齢者虐待に関する正しい知識を得ることで虐待の防止及び早期発見につながるよう、市民を対象に研修会を開催します。

また、高齢者及び障がい者に対する虐待の早期発見・早期対応・防止を目的として、支援策の検討や連携システムを構築するために、医療、福祉、司法、行政等の関係機関から意見聴取を行う会議を開催するとともに、警察からの虐待の通報を受けた際には、早急に対応し、虐待の内容によっては、市から警察に対応を依頼するなど、緊密な連携を図ります。

《 主な事務事業 》

事業名	概要	担当課
地域包括支援センター運営事業【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ○市内 12 圏域に委託型地域包括支援センターを設置して、包括的支援及び介護予防支援を行う。 ○市を基幹型センターとして、委託型センターを統括し、指導・助言等の後方支援を行う。 	高齢福祉課
権利擁護支援事業【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者やその家庭に重層的な課題が存在している等の困難事例や虐待事例を把握した場合には対応を検討し、必要な支援を行う。 ○日常生活自立支援事業、成年後見制度等の制度の説明や活用等、ニーズに即した適切なサービスや関係機関につなぎ、適切な支援を提供することにより、高齢者の生活の維持を図る。 ○消費者被害を防止するため、必要な情報提供や消費生活センター等と連携する。 	高齢福祉課
高齢者虐待対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援体制を整備するとともに、直接支援を実施する。 ○関係機関とのネットワークを構築する。 ○高齢者虐待防止に関する啓発活動を実施する。 	高齢福祉課
高齢者虐待防止研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者施設関係職員等を対象に、高齢者虐待に関して啓発を行うとともに、高齢者虐待の実態と防止・対応上の留意点を学ぶことを目的に研修会を開催する。 	高齢福祉課
高齢者・障がい者虐待対策ケース会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障がい者に対する虐待の防止及び早期発見と、原因を明らかにする。 ○高齢者及び家族等への総合的な支援策を検討し、各関係機関との連携システムを構築する。 	高齢福祉課 障がい福祉課

4 在宅生活支援の充実

◀ 現状 ▶

○ 日常生活での不安

令和元年度八戸市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、現在の暮らしの状況に経済的不安を感じている高齢者が 37.0%となっています。

今後、生活上の困りごとへの支援が特に必要となる高齢者単身世帯及び高齢夫婦世帯は、高齢化の進展に伴って更なる増加が見込まれており、地域で暮らし続けるために必要となる見守りや話し相手、安否確認等、介護保険サービスでは対応できない生活上の困りごとが多くある中、高齢者のみならず、家族をはじめとした高齢者を支援する方々の身体的、精神的、経済的負担が懸念されます。

【高齢夫婦世帯及び高齢者単身世帯の推移】 (割合以外の単位：世帯)

全国	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2040年 (令和22年)
一般世帯	49,062,530	51,842,307	53,331,797	54,107,000	54,116,000	50,757,000
高齢夫婦世帯	4,487,042	5,250,952	6,079,126	6,740,000	6,763,000	6,870,000
高齢夫婦世帯割合	9.1%	10.1%	11.4%	12.5%	12.5%	13.5%
高齢者単身世帯	3,864,778	4,790,768	5,927,686	7,025,000	7,512,000	8,963,000
高齢者単身世帯割合	7.9%	9.2%	11.1%	13.0%	13.9%	17.7%
青森県	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2040年 (令和22年)
一般世帯	509,107	511,427	509,241	500,000	485,000	409,000
高齢夫婦世帯	44,764	49,933	56,383	63,000	64,000	61,000
高齢夫婦世帯割合	8.8%	9.8%	11.1%	12.6%	13.2%	14.9%
高齢者単身世帯	41,801	50,537	61,580	71,000	75,000	81,000
高齢者単身世帯割合	8.2%	9.9%	12.1%	14.2%	15.5%	19.8%
八戸市	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2040年 (令和22年)
一般世帯	90,077	91,726	93,519	91,822	89,067	75,110
高齢夫婦世帯	7,588	8,733	10,449	11,675	11,860	11,304
高齢夫婦世帯割合	8.4%	9.5%	11.2%	12.7%	13.3%	15.0%
高齢者単身世帯	6,320	8,035	10,447	12,045	12,724	13,743
高齢者単身世帯割合	7.0%	8.8%	11.2%	13.1%	14.3%	18.3%

※2005～2015年は国勢調査による確定値、2020～2040年は社会保障・人口問題研究所による推計値（2018（平成30）年推計）
2020～2040年の高齢夫婦世帯は、世帯主が65歳以上の夫婦のみ世帯としている。

◀ 具体的な事務事業と目指す成果 ▶

◇ 高齢者世帯の暮らしの安心確保

・緊急通報装置貸与事業

1人暮らしの高齢者又は重度身体障がい者を対象に、緊急時の通報により最寄りのタクシーが急行し、対応するための緊急通報装置を貸与します。

南郷地区においては、通報により協力員又は八戸市社会福祉協議会が対応します。

- ・寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

1人暮らし高齢者や高齢者世帯のうち、心身の障がいや傷病等のため、寝具の衛生管理が困難な人に対して、寝具一式（掛布団・敷布団・毛布）の洗濯・乾燥・消毒のサービスを提供します。

- ・救急医療情報キット配付事業

高齢者を含む災害時要援護者等の急病、事故、災害等の救急時に迅速かつ適切な対応を図り、災害時要援護者等の不安を軽減するために、災害時要援護者等に対し、かかりつけ医療機関や持病等の情報を保管するキットを配付します。

- ・老人福祉電話設置事業

高齢者の孤独感の解消を図るため、電話を保有しない1人暮らし高齢者に電話を貸与するほか、生活保護受給者には毎月の基本料金を助成します。

◇ 在宅介護支援の充実

- ・介護用品支給事業

介護家族の経済的負担を軽減するとともに、要介護状態にある高齢者の在宅生活の継続及び向上を図るため、介護用品（紙おむつ及び尿取りパッド）を支給します。

《 主な事務事業 》

事業名	概要	担当課
緊急通報装置貸与事業	○市民税非課税の1人暮らし高齢者に緊急通報装置を貸与する。	高齢福祉課
寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	○1人暮らしや高齢者世帯等で、心身の障がいや傷病などで寝具の衛生管理が困難な方に対し、必要なサービスを提供する。	高齢福祉課
救急医療情報キット配付事業【再掲】	○災害時要援護者等に対して、救急医療情報キットを配付する。	福祉政策課
老人福祉電話設置事業	○市民税が非課税の1人暮らし高齢者に対し、福祉電話を貸与する。	高齢福祉課
介護用品支給事業	○要介護4又は5の高齢者を在宅で介護している家族に介護用品（紙おむつ又は尿取りパッド）を支給する。	高齢福祉課

5 緊急時に備えた体制の整備

◀ 現状 ▶

○ 激甚化・頻発化する災害への備え

介護保険施設等には、介護保険法等の関係法令により「非常災害対策計画」の作成が義務付けられているほか、洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内に位置する場合は、水防法又は土砂災害防止法に基づく「避難確保計画」の作成と市区町村への提出が義務付けられています。

近年、激甚化・頻発化している災害の発生状況を踏まえ、災害が発生した場合でも、利用者の安全が確保され、利用者に必要な介護サービスが安定的・継続的に提供されるよう、災害に備えた体制整備が求められています。

○ 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策

今般の新型コロナウイルス感染症の流行を受け、介護保険施設等では、マスク着用、手指消毒、換気等の感染防止対策を講じ、利用者や職員の健康管理に努めていますが、新型コロナウイルス感染症以外にも、インフルエンザ、ノロウイルス、結核等の感染症対策が必要となっています。

感染症の感染拡大防止のため、マスクやガウン、使い捨て手袋等、衛生・防護用品の世界的な需要が高まる中、介護保険施設等が単独で備蓄用を調達することが難しくなっています。

◀ 具体的な事務事業と目指す成果 ▶

◇ 実効性のある避難確保計画の作成支援

実効性のある避難確保計画とするために、介護保険施設等に対して、必要な指導・助言を行います。

◇ 防災・感染症の研修の実施

介護保険施設等と連携しながら、介護保険施設等の職員に向けた防災及び感染症に関する研修を実施し、防災意識の高揚と感染症対策への理解深化を図ります。

◇ 緊急時でもサービス提供可能な体制の構築

災害や感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、すべての介護サービス事業者に対して、緊急時の事業継続に必要な事項を定めた「事業継続計画（BCP）」の作成が義務付けられたことから、その作成を支援します。

また、災害や感染症の発生時に必要となる物資等について、備蓄・調達・輸送体制の整備を進めます。

《 主な事務事業 》

事業名	概要	担当課
感染症に関する研修	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働省が提供している Web 研修の受講を勧奨する。 ○感染症の手引き等が改正した場合は、改正点等についての研修会を開催する。 	介護保険課
事業継続計画作成	<ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度までの作成が義務付けられている業務継続計画の作成について、助言や支援を実施する。 	高齡福祉課 介護保険課
衛生用品の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉施設、介護保険サービス事業所等の所管課と連携し、衛生用品の備蓄を行う。必要に応じて対象施設等へ衛生用品を提供する。 	福祉政策課 高齡福祉課 障がい福祉課 こども未来課 介護保険課